### 会津若松市の給与・定員管理等について

### 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)23年度人件費率
25 年度	人	千円	千円	千円	%	%
25 中度	124,677	47, 445, 493	1, 745, 747	7, 612, 033	16.0	13.8

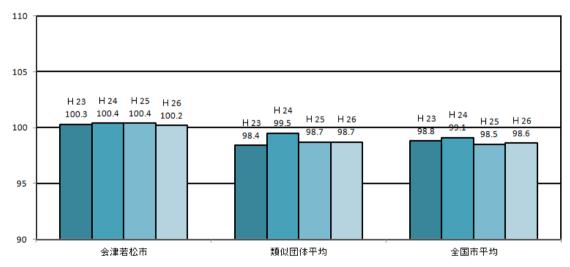
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

	職員数	給与費				
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25 年度	人 862 (45)	千円 3,362,737	千円 703, 562	千円 1,253,903	千円 5, 320, 202	

(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給 与費
千円	千円
5,866	6,021

- 職員手当には退職手当を含みません。 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です (注) 2
- 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数の()内については、当該職員を外書で表しています。また、一人当たり給与費については、当該職員の給与費及び職員数を含めて算出してい (注) ます。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較す るため、国の職員数 (構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行 政職俸給表(一) 適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- (注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純 平均したものです。
- (注) 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法に よる給与減額措置がないとした場合の値です。
  - ※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えていることについては、今後も引き 続き、福島県人事委員会の勧告等を踏まえながら、職員給与の適正化を図っていきます。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

### ○給料表の見直し

[(実施)· 未実施]

### 実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に 準じ、平均1%引き下げ。若年層については引き上げ、高齢層については最大3%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

### ○その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、見直しを 実施。 (平成27年4月1日実施)

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在) ①一般行政職

4	/1/2   1 -22 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1				
	区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
	会津若松市	43.0歳	334, 200 円	406, 200 円	362, 400 円
	福島県	42.9歳	336, 500 円	420,082円	366, 625 円
	国	43.5歳	335,000円	_	408, 472 円
	類似団体	42.7歳	325, 549 円	402, 261 円	366, 377 円

**①** 技能学教職

<b>②</b> 汉尼方傍峨										
	F /\			公務	員		民 間			参考
	区分	平均年齢	職員数	平均給料額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
	会津若松市	51.4歳	70 人	355, 200 円	396, 306 円	373, 400 円	_	_	-	ı
	うち清掃職員	49.3歳	21 人	349, 100円	389, 871 円	376, 200 円	廃棄物処理業	44.7 歳	288, 100 円	1.35
	うち学校給食員	53.8歳	13 人	386, 200 円	398, 446 円	396, 500 円	調理士	42.7 歳	244, 200 円	1. 63
	うち用務員	51.7歳	10 人	345,000円	376, 650 円	356, 100 円	用務員	54.3 歳	199, 300 円	1.89
	うち自動車運転手	50.8歳	14 人	347, 300 円	409, 464 円	370, 200 円	自家用乗用 自動車運転者	57.3 歳	185, 100円	2. 21
	その他	53.2歳	12 人	350, 100 円	406,000円	361, 400 円	_	_	_	-
	福島県	53.4歳	283 人	369, 700 円	414, 461 円	389, 429 円	_	_	_	_
	国	50.1歳	3,119人	287, 992 円	_	326, 611 円	_	_	_	_
	類似団体	49.3歳	59 人	326, 688 円	372, 166 円	353, 768 円	<del>-</del>	_	_	_

<sup>※</sup>民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成  $23\sim25$  年の 3 ヶ年平均)。※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありま せん。

- 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。 (注)
  - 「平均給与月額」とは、20千年月1日現在におりる名献権とこの職員の基本品の平均です。 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

		会津若松市	福島県	国		
- 向几クニュケ 形は	大学卒	175, 100 円	181,800円	172, 200 円		
一般行政職	高校卒	142, 500 円	146, 900 円	140, 100 円		
技能労務職	高校卒	142, 500 円	144, 500 円	137, 200 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

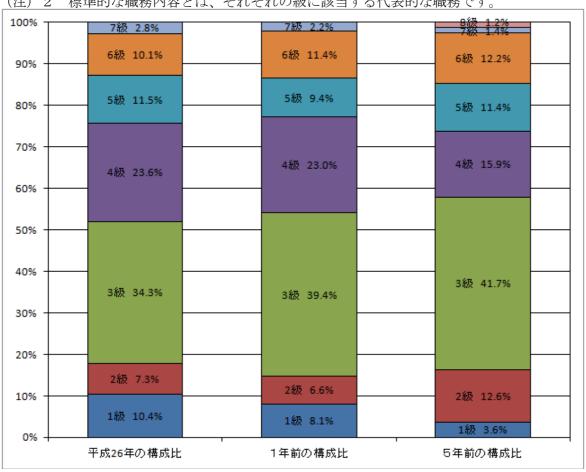
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年				
一般行政職	大学卒	285, 778 円	363, 069 円	388, 964 円	416,056円				
	高校卒	— 円	325,857円	374, 686 円	394,856 円				
技能労務職	高校卒	— 円	334, 700 円	343, 160 円	385, 900 円				

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分     標準的な職務内容     職員数 構成比     1号給の 給料月額 給料月額 給料月額       1級     ・定型的な業務を行う職務     人 % 円 10.4 137,900 247,900       2級     ・高度の知識又は経験を必要とする業務を行 力 % 円 万1 10.4 137,900 313,700     円 円 万1 10.4 137,900 247,900       3級     ・副主幹又はこれに相当する職務 力 % 円 円 円 23.6 262,700 361,500       4級     ・主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに 力 % 円 円 相当する職務 161 23.6 266,400 396,000       5級     ・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の職務者しくはこれらに相当する職務 78 11.5 294,300 410,900       6級     ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務 方 分 9 円 円 円 23.8 372,300 438,400       ・部長の職務又はこれに相当する職務 分 9 10.1 326,200 448,400       ・部長の職務又はこれに相当する職務 分 9 19 2.8 372,300 464,700       はこれに相当する職務 分 9 円 円 420,800 487,200       と重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ 人 9 円 420,800 487,200       人 9 円 7 日 420,800 487,200	<u> </u>		10 1 1/1	<u> </u>		
1 校     71     10.4     137,900     247,900       2 級     ・高度の知識又は経験を必要とする業務を行 う職務     人     %     円     円       3 級     ・副主幹又はこれに相当する職務     人     %     円     円       4 級     ・主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに 相当する職務     人     %     円     円       5 級     ・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の 職務若しくはこれらに相当する職務     人     %     円     円       6 級     ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務 ・課長の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       7 級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       7 級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       8 級     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ     人     %     円     円       に相当する職務     ・     円     円     円       ー     ー     420,800     487,200	区分		職員数		1 号給の 給料月額	
2級     ・高度の知識又は経験を必要とする業務を行 う職務     人     %     円     円       3級     ・副主幹又はこれに相当する職務 ・主査又はこれに相当する職務     人     %     円     円       4級     ・主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに 相当する職務     人     %     円     円       5級     ・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の 職務若しくはこれらに相当する職務     人     %     円     円       6級     ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務 ・課長の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       6級     ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務 ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又 はこれに相当する職務     人     %     円     円       7級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又 はこれに相当する職務     人     %     円     円       8級     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ に相当する職務     人     %     円     円       69     10.1     326,200     438,400       日     ・     ・     円     円       7級     ・     ・     円     円       7級     ・     ・     円     円     円       7公     ・     ・     円     円     円     円       7公     ・     ・     円     円     円     円       7公     ・     ・     円     円     円     円       7公     ・     日     ・     円     円     円       7公     ・     日     円     <	1 級	・定型的な業務を行う職務	人	, -		
2 板     う職務     50     7.3     188,900     313,700       3 級     ・副主幹又はこれに相当する職務     人     %     円     円       4 級     ・主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに 相当する職務     人     %     円     円       5 級     ・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の 職務若しくはこれらに相当する職務     人     %     円     円       6 級     ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       6 級     ・部長の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       7 級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       7 級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       6 級     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ     人     %     円     円       6 会     ・     ・     ー     ー     420,800     487,200	1 ////		71		137, 900	247, 900
3級     ・副主幹又はこれに相当する職務 ・主査又はこれに相当する職務     人 ・主査又はこれに相当する職務     人 ・234     34.3     226,700     361,500       4級     ・主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに 相当する職務     人 ・田難な業務を処理する主幹又は主任主査の 職務若しくはこれらに相当する職務     人 ・田離務者しくはこれらに相当する職務     円 ・23.6     266,400     396,000       6級     ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務     人 ・課長の職務又はこれに相当する職務     人 ・部長の職務又はこれに相当する職務     人 ・部長の職務又はこれに相当する職務     円 ・田 ・主要な業務を処理する企画副参事の職務又 はこれに相当する職務     人 ・ ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ ・ はこれに相当する職務     人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	9 紅		人	%	円	円
3校     ・主査又はこれに相当する職務     234     34.3     226,700     361,500       4級     ・主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに 相当する職務     人     %     円     円       5級     ・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の 職務若しくはこれらに相当する職務     人     %     円     円       6級     ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       ・課長の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       ・部長の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       7級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       7級     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ     人     %     円     円       19     2.8     372,300     464,700       8級     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ     人     %     円     円       に相当する職務     ー     420,800     487,200	Z 11/1X		50		188, 900	313, 700
4級       ・主館又は主任主査の職務若しくはこれらに 相当する職務       人 161       % 23.6       円 266,400       396,000         5級       ・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の 職務若しくはこれらに相当する職務 ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務 ・課長の職務又はこれに相当する職務 ・部長の職務又はこれに相当する職務 ・部長の職務又はこれに相当する職務 ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又 はこれに相当する職務       人 9       円 9       円 438,400         7級       ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又 はこれに相当する職務       人 9       円 9       円 9       円 464,700         8級       ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ に相当する職務       人 9       円 9       円 9 </td <td>の変形</td> <td></td> <td>人</td> <td>%</td> <td>円</td> <td>円</td>	の変形		人	%	円	円
4 校     相当する職務     161     23.6     266,400     396,000       5 級     ・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の 職務若しくはこれらに相当する職務     人 % 円 78     円 11.5     294,300     410,900       6 級     ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務 ・課長の職務又はこれに相当する職務     人 % 円 69     円 10.1     326,200     438,400       7級     ・郵長の職務又はこれに相当する職務 ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又 はこれに相当する職務     人 % 円 19     円 2.8     372,300     464,700       8級     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ に相当する職務     人 % 円 - 420,800     円 487,200	る形文		234		226, 700	361, 500
161   25.6   266,400   396,000   5級   円	4 ½TL		人	%	円	円
5枚     職務若しくはこれらに相当する職務     78     11.5     294,300     410,900       6級     ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務     人     円       6級     ・部長の職務又はこれに相当する職務     人     9     10.1     326,200     438,400       7級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務     19     2.8     372,300     464,700       8級     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれに相当する職務     人     9     円       68     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれに相当する職務     人     9     円       7     日     中     420,800     487,200	4 秋	相当する職務	161	23. 6	266, 400	396, 000
11.5   294,300   410,900   6級   ・企画副参事の職務又はこれに相当する職務   人   %   円   円   ・課長の職務又はこれに相当する職務   69   10.1   326,200   438,400   ・部長の職務又はこれに相当する職務   人   %   円   円   7級   ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又   19   2.8   372,300   464,700   はこれに相当する職務   ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ   人   %   円   円   に相当する職務   ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ   人   %   円   円   円   200,800   487,200	<b>□</b> ½ΤΑ	・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の	人	%	円	円
・課長の職務又はこれに相当する職務     69     10.1     326,200     438,400       ・部長の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       7級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務     19     2.8     372,300     464,700       8級     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       に相当する職務     ー     -     420,800     487,200	り形文	職務若しくはこれらに相当する職務	78	11. 5	294, 300	410, 900
・部長の職務又はこれに相当する職務     69     10.1     326,200     438,400       ・部長の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       7級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務     19     2.8     372,300     464,700       8級     ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれに相当する職務     人     %     円     円       と相当する職務     ー     -     420,800     487,200	6 ×17	・企画副参事の職務又はこれに相当する職務	人	%	円	円
7級     ・重要な業務を処理する企画副参事の職務又     19     2.8     372,300     464,700       はこれに相当する職務     人     ツ     円     円       8級     に相当する職務     ー     ー     420,800     487,200	U 79X	・課長の職務又はこれに相当する職務	69		326, 200	438, 400
8級		・部長の職務又はこれに相当する職務	人	%	円	円
8級 ・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ 人 % 円 円 に相当する職務 - 420,800 487,200	7級	・重要な業務を処理する企画副参事の職務又	19	2.8	372, 300	464, 700
○ †   に相当する職務   -   -   420,800   487,200						
〇 🎶   に相当する職務	0 红	・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれ	人	%	円	円
人 %	0 秋	に相当する職務	_	_	420, 800	487, 200
			人	%		
682 100			682	100		

(注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 (注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

①昇給の実施時期

平成26年1月1日

②勤務成績の証明

所属長が過去1年間の勤務成績を反映し証明します。

③昇給への勤務成績の反映状況

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない5つの区分とし、一般行政職677名中育児休業者の6名を除いて①区分が26名(3.9%)、②区分が128名(19.1%)、③区分が489名(72.9%)、④区分が2名(0.3%)⑤区分が26名(3.8%)の決定となりました。

### 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額	
(25年度普通会計)	(25年度)	_
1,382 千円	1,639 千円	
(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	(25年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当   勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.55月分 1.35月分	2.55月分 1.35月分	2.60月分 1.35月分
(1.40月分) (0.65月分)	(1.40月分) (0.65月分)	(1.45月分) (0.65月分)
(1 - 6/6	/ L., bob   H. 1777 - 115 N= )	( L., b/c     L.
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等によ	職制上の段階、職務の級等によ	職制上の段階、職務の級等によ
る加算措置	る加算措置	る加算措置
· 役職加算 5~20%	· 役職加算 5 ~20%	・役職加算 5~20%
	・管理職加算 15~25%	・管理職加算 10~25%

<sup>(</sup>注) ( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日以前6カ月以内の勤務実績を反映しています。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 21.62 月分 27.025 月分 勤続 25 年 30.82 月分 36.57 月分 勤続 35 年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,057 千円 23,084 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 21.62 月分 27.025 月分 勤続 25 年 30.82 月分 36.57 月分 勤続 35 年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在) 危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。 平成19年4月1日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績(25年度普通会計決算)	213,900 円
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)	6,684 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	3.5 %
「手当の種類(手当数)	5 種類

手当の名称	主な支給対象 職員等	主な支給対象業務	支給実績 (25年度普通会計決算)	支給単価
滞納処分業 務手当	右記業務に従事 した職員	市税等の差押に伴う交渉 に従事したとき	14, 400	日額 300円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事 した職員	犬、猫等の損壊した死体 処理作業に従事したとき	199, 500	回収1体又は焼却1 回につき 300円
社会福祉業 務手当	右記業務に従事 した職員	行旅死亡人又は変死体の 処理作業に従事したとき	— 円 —	処理1体 1,000円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重 大な災害が発生し、れが 会に 大な発生するで 会に は 当まで と は 当まで は 当まで は は 当 は は は は は は る で る で る で る で る で る で る で	円 一	日額 300円
		夜間又は暴風雪警報若し くは大雪警報発令下にお ける積雪道路の除雪車に よる除雪作業又は排雪等 作業に従事したとき	円 —	日額 300円
用地交涉業 務手当	右記業務に従事した職員	庁外においた 大学は 大学は 大学は 大学は 大学に 大学に 大学に 大学に 大学に 大学に 大学に 大学に	円 一	日額 300円

(5) 時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績(25年度普通会計決算)	387,876 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	478 千円
支給実績(24年度普通会計決算)	374,938 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	470 千円

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

	)手当(平成 26 年 4 月 1 日現在)	
手当名	国制度と 国との制度と異なる内容 の異同	支給実績(25年度   支給職員1人当り   普通会計決算)   平均支給年額
	①配偶者 ② 22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③ 60 歳以上の父母及び祖父母 ④ 22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外 ・1 人目(配偶者あり) 6,500円 ・1 人目(配偶者なし) 11,000円 ・2 人目以降 6,500円 ・特定期間加算 5,000円
	同	102, 354 千円 232, 094 円
	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、 月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払 っている場合	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・ 家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支 給限度額27,000円)・・・ 11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2
	異 月額 12,000 円を超える家賃を支払っ ている職員に支給	38, 347 千円 304, 338 円
	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	① 運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額(運賃相当額が51,000円を超える場合、超える額の1/2を加算)
	② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	② 自動車などを利用する場合は 通勤距離に応じて3,100円から 19,500円を支給
	異 運賃等相当額が 55,000 円を超える場 合、超える額の 1/2 を加算	53,937千円 80,624円
単身赴任 手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円
for any vold		一千円一円
	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	・部長相当職の8級職員 84,600円 ・部長相当職の7級職員 79,700円 ・企画副参事相当職の7級職員66,400円 ・企画副参事相当職の6級職員62,300円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹相当職の職員 45,700円
	異 官職を一種から五種に区分し、それぞ れの定額が定められている	65,347 千円 687,867 円
休日勤務 手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤 務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 同	勤務した全時間に対し、勤務1時間 当りの給料額の135/100の額 13,137千円 36,091円
手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間 当りの給料額の25/100の額
		一千円 一円
当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 異  特別の宿日直手当を支給	勤務1回につき4,200円 - 千円 - 円
当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額
《生經海		55, 485 千円 66, 850 円
手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護の ための措置の実施等のために、職員の派遣を求め 受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円~6,620円
	同	一 千円 一 千円

### 5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

D	区分	給料	月額等				
給	_		(参考)類似団体における最高/最低額				
料	市長副市長	937, 000 円 752, 000 円	1,063,000 円/504,000 円 876,000 円/481,000 円				
報酬	議 長 副議 員	514, 000 円 477, 000 円 447, 000 円	760,000 円/420,100 円 670,000 円/366,600 円 620,000 円/338,800 円				
期士	市 長副市長	(25 年度支給割合) 2.90 月分					
期末手当	議長 最長員	(25 年度支給割合) 2.90 月分					
退職手当	市長副市長	給料月額×在職月数×46/100 2	. 期の手当額) (支給時期) 0, 688, 960 円 任期毎 0, 828, 800 円 任期毎				

(注) 1 市長の給料は、現在、504,000円(平成23年10月1日から平成27年8月6日まで)と なっています。

副市長の給料は、現在、647,200円(平成25年1月1日から平成27年8月6日まで)と

なっています。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、 1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

### 6 職員数の状況

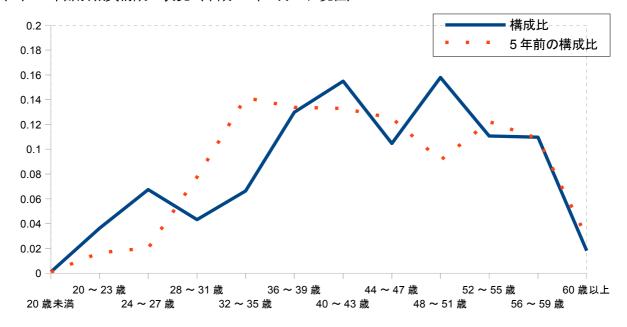
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区 分	職員		対前年	
部	門		平成 25 年	平成 26 年	増減数	主な増減理由
		議会	12	11	<b>▲</b> 1	育休任期付職員の減
		総務	208	201	<b>▲</b> 7	東日本大震災関連業務の再編、運転手の退職不 補充、支所及び総務課の課長兼務など 土地の評価替に伴う業務増
		税務	68	69	1	
普	般	民生	155	163	8	臨時福祉給付金業務の増、子ども子育て関連業     務の増など
通	行	衛生	74	73	<b>▲</b> 1	スマートシティ関連業務の他部門への移管
	政	労働	3	3		
会		農水	48	49	1	農政関係業務の増
計	部	商工	36	35	<b>1</b>	八重の桜関係事業の終了
PI	門門	土木	129	128	<b>1</b>	欠員不補充
部	1 1	小計	733	732	1	参考:人口1万人当たり職員数 58.71人 (類似団体人口1万人当たりの職員数47.12人)
門	孝	数 育	144	141	<b>▲</b> 3	給食員の退職不補充など
	Ý	肖防				
	小	計	877	873	4	参考:人口1万人当たり職員数 70.02人 (類似団体人口1万人当たりの職員数64.41人)
公   営	水	道	36	36		
企   業	下	水道	26	26		
等会	そ	の他	57	59	2	後期高齢者医療業務の増など
公営企業等会計部門	小	計	119	121	2	
(沖)	合	計	996 [1, 076]	994 〔1,076〕 ェ 民士 z 隣 E	2 [ 0]	目なられる

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)。 2 [ ]内は、条例定数の合計(教育長を含む)。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	1	36	67	43	66	129	154	104	157	110	109	18	994

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)。

### (3) 職員数の推移

年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5	年間の
部門別	214	224	234	244	234	204	増減数	増減率
一般行政	720	715	712	718	733	732	12	1.7%
教育	159	155	149	151	144	141	-18	-11.3%
消防								
普通会計計	879	870	861	869	877	873	-6	-0.7%
公営企業等会計計	152	128	125	122	119	121	-31	-20.4%
総合計	1,031	998	986	991	996	994	-37	-3.6%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

### 7 公営企業職員の状況

# (1) 水道事業 ① 職員給与費の状況 \_ア 決算\_

7 031	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/A	(参考)24年度の 総費用に占める 職員給与比率
25 年度	千円	千円	千円	%	%
	2, 640, 614	883, 110	307, 504	11. 65	10. 65

	磁昌粉		給生	チ費		1人当たり	(参考)類似団 体平均1人当
	職員数 A	給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B	· 給与費 B/ A	たり給与費
25 年度	人 36	千円 140, 590	千円 29,712	千円 53,608	千円 223, 910	千円 6,220	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。 (注) 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
会津若松市	43.4歳	339,831 円	395, 408 円	
団体平均	45.0歳	342,822 円	509, 358 円	
事業者	_		T	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ **職員の手当の状況** ア 期末手当・勤勉手当

	会津若松市	(参考) 一般会計	(参考) 団体平均
- 1	1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額
	(25年度)	(25年度)	(25年度)
	1,461 千円	1,382 千円	1,456 千円
	(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	
	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	
	2.55月分 1.35月分	2.55月分 1.35月分	_
	(1.40月分) (0.65月分)	(1.40月分) (0.65月分)	
	(加英林思の仏辺)		
	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
	職制上の段階、職務の級等によ	職制上の段階、職務の級等によ	
	る加算措置 ・役職加算 5~20%	る加算措置	_
	・役職加算 5~20%	<ul><li>・役職加算 5~20%</li></ul>	

### (注) ( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。

### イ 退職手当の状況(平成26年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 一般会計	(参考) 団体平均
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額
(25年度)	(25年度)	(25年度)
1,461 千円	1,382 千円	1,456 千円
(25 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 (1.40 月分) (0.65 月分)	(25 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 (1.40 月分) (0.65 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

会津若松市	(参考) 一般会計	(参考) 団体平均
勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 21.62 月分 27.025 月分 勤続 25 年 30.82 月分 36.57 月分 勤続 35 年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,057 千円 23,084 千円	1人当たり 平均支給額 13,934千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。
- ウ 地域手当の状況(平成26年4月1日現在)なし
- 工 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)				2千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)				900 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)					5. 41 %	
手当の種類(手当数)				4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	支給対象業務の内容	支 (25 <sup>4</sup>	給実績 年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
停水処分 手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事した とき		0千円	処分1件につき 300円	
変形勤務 手当	右記業務に従事し た職員	急速系浄水作業に従事したとき		0千円	2直、3直の勤務に つきそれぞれ1回 800円	
現場作業 手当	右記業務に従事し た職員	電気工作物の保安、 点検作業又は専ら水 質検査作業に従事し たとき		0千円	勤務1日につき 150円	
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉 栓作業に従事したと き		0千円	勤務1日につき 100円	
	右記業務に従事した職員	重大なとは、大変とは、大変とないでは、大変となができませる。 まる はい ない できない できない できない できない できない できない できない		2 千円	勤務1日につき 300円	
用地交渉 手当	右記業務に従事した職員	庁のの施損渉復初を了のし 所用取行失を継の超し交 にに得に補同続交えて渉と には、 は いすやりにのてかもな でる事生係者行らないに で が もな が と に の に の に が も に の に が も な に の た い も と に の て か も な る た い に に の た る と に る と る と る と る と る と る と る と る と る		0 千円	勤務1日につき 300円	

(再任用職員を含む。千円未満四捨五入)

### 才 時間外勤務手当

<u> </u>	
支給実績(25年度決算)	13,400 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	419 千円
支給実績(24年度決算)	6, 235 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	208 千円

\_\_\_\_\_ (再任用職員を含む。千円未満四捨五入)

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)							
手当名	支給要件		支給単価				
	会津若松市 職員との異同	会津若松市職員との 制度の異なる内容	支給実績(25年度水 道事業会計決算)	支給職員1人当り 平均支給年額			
扶養手当	にある子及び ③ 60 歳以上の父	₹母及び祖父母 る日以後の最初の3月31日までの間	○配偶者 13,000 ○配偶者以外 ・1 人目(配偶者あ ・1 人目 (配偶者 な ・2 人目以降 ・特定期間加算	り) 6,500円			
	同		5,540千円	251,818 円			
住居手当	自ら居住する 月額 9,500 円 っている場合	ため住宅(貸間を含む)を借り受け、 を超える家賃(使用料を含む)を支払	家賃月額-9,5 ・月額20,500円 給限度額27	以下の家賃・・・ 00円 を超える家賃(支 ,000円)・・・ 家賃月額-20,500			
72 #1 - 7 17	同		2,155 千円	307,886 円			
通勤手当	と、運賃等の1 勤するとした ること	に交通機関等の利用を常例とするこ 負担を常例とすること、徒歩により通 場合の通勤距離が片道2km以上であ に自動車等の使用を常例とすること、	ついては運賃 が 51,000 円を 額の 1 / 2 をか	が 51,000 円以下に 目当額(運賃相当額 超える場合、超える I算) と利用する場合は通			
	徒歩により通 2 km以上であ 同	勤するとした場合の通勤距離が片道 うること	勤 距 離 に 応し 19,500 円を支約 2,744 千円	じて 3,100 円から 合 85,734円			
単身赴任手当	転居しやむを得	異動又は在勤する官署の移転に伴い、 ない事情により配偶者と別居し、単 とを常況とし、距離制限(60km)を 給	基本額 23,000 円。額 6,000 円~45,0	、距離に応じた加算 2000円 			
管理職手当	管理又は監督の 性に基づき、給 支給することが	地位にある職員については、その特料月額について適正な管理職手当を できる	· 部長相当職(8級)8 級)79,700円、企画 円、企画副参事相当 当職54,000円、総務	4,600 円、部長相当職 (7 副参事相当職 (7級) 66,400 職 (6級) 62,300 円、課長相 第主幹相当職 45,700 円			
休日勤務 手当	時間中に勤務す	年始等の休日において、正規の勤務 ることを命じられた職員に支給	当りの給料額の1				
夜間勤務 手当	同 正規の勤務時間 同	として深夜に勤務した職員に支給	11 千円 勤務した全時間に 当りの給料額の2 - 千円	11,092円  こ対し、勤務1時間  5/100の額   - 円			
宿日直手 当	宿直又は日直勤 同	務に従事した場合に支給	勤務1回につき4 - 千円	, 200 円 一 円			
寒冷地手当	基準日(毎年11 において、支給	[月から翌年3月までの各月の初日) 対象地域に在勤する職員に支給	基準日における場 の世帯等の区分に	地域の区分及び職員 に応じた定額			
災害派遣 手当	めの措置の実施	しくは災害復旧又は国民の保護のた 等のために、職員の派遣を求め受け 職員に対して手当を支給	2,676 千円 公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間 5,140円~6,62	により1日につき			
	1 7	/エメロ	 				